

今、「大垣警察市民監視事件」をどう見るか

2021, 7, 31 山田秀樹

I はじめに

大垣警察市民監視事件は、2016年12月に国家賠償請求訴訟を提起して以来、5年近くが経過した（2018年1月に個人情報抹消請求を追加提訴）。証拠調べを終えて、10月には結審を迎える予定である。年度内には岐阜地方裁判所での1審判決言渡しが見込まれる。

5月にはシーテック社（以下、「シ社」という）従業員の証人尋問が行われ、6月には原告本人尋問が行われた。これまで証拠保全手続によって得たシ社作成の議事録（及び付属資料）が、ほぼ唯一の証拠であったが、証人尋問に向けて文書を改めて読み込み、さらにシ社従業員の証言などから、新たな視点を獲得したと思う。

2014年7月24日の朝日新聞のスクープによって発覚したこの事件は、公安警察が誤って原告らの個人情報を漏らしたのではないことはもちろん、シ社のために情報提供したのでもないことは、当時からわかってはいた。では、大垣署警備課（公安）とシ社の情報交換は何のために行われたのか。それは、公安警察の情報収集のための協力者づくりである。公安警察の人員は限られているので、その陣容での情報収集には限界がある。そこで役立つのが協力者からの情報提供である。この協力者づくりがまさに目の前で行われたのが、本件の「情報交換」であったことが明らかになった。そのために、原告らの個人情報が使われたのであるが、その使われ方は虚飾ない交ぜのものであり、異常なものであった。この公安警察の手法が白日の下に晒されたのだ。以下ではこのことを述べていきたい。

II 本件情報交換に至るまで

(1) 事の発端は、シ社による南伊吹風力発電施設建設計画による（この計画自体は、2005年年頃から計画されていたようだ）。

計画が進み、測量のための土地への立入調査に向けて、シ社は、関係地区での事業説明会を順次実施していた。2012年11月に原告三輪、同松島の居住する上石津町上鍛冶屋地区でも説明会が行われた。上鍛冶屋地区は、風車から距離が近いことと、工事用進入路が財産区の土地にかかることから、関係地区となった。

風力発電計画は、羽根の長さが50m、支柱の高さが80m、併せて130mの風車が山の尾根伝いに16基も建設されるという巨大な計画である。当然、住民からは不安や疑問の声が出された。しかし、シ社は「問題ありません」とか、「法令に従ってやっていきます」などの木で鼻を括ったような回答であり、住民の不安や疑問は解消されないどころか、高まっていった。

2013年2月、上鍛冶屋地区で自治会と財産区の年に一度の総集會が開かれ、シ社による土地への立入調査に同意をするかどうかが議題となったが、風力発電についてよく分からない現状では安易に賛成できないという意見が出され、1年間かけて勉強会を行っていくこととなった。かつて地区を流れる鍛冶屋川上流部にメナードゴルフ場が建設されたときの、住民運動の経験が活かされたのだ。この勉強会開催の中心になったのは、三輪、松島であった。

同年6月には上鍛冶屋自治会が主催して風力発電勉強会がもたれた。また、同年7月には、「自然エネルギーを考える会」（三輪が代表、松島が事務局）の主催で、近隣の地区でも勉強会がもたれた。いずれの勉強会も講師は、『風力発電の不都合な真実』という著作のある武田恵世氏（三重県伊賀市在住）であった。武田氏は、シ社が三重県青山高原で稼働させている風力発電施設に反対する運動に取り組んでいた。

(2) このような事態に至って、シ社が危機感を持ち、上鍛冶屋地区対策が必要と判断したのではないかと推測される。

2013年7月、シ社の再生可能エネルギー事業本部・風力発電部の中に新たに「地域対応グループ」というものが作られ、「大垣駐在所」が設けられることになった。そこに、中部電力からK氏が出向で派遣され、グループ長に就くことになった。このK氏は、証人尋問の中で、大垣署との情報交換以前から、後に登場する「近藤ゆり子を知っていた」と証言している（K氏はシ社大垣駐在所の社員に対して、このことは告げていないらしい。中部電力本社が把握している情報をシ社に教えることは、K氏の役割ではない、ということなのだろう）。

そして、大垣駐在所の開設に併せるかのように、同年8月になって、大垣署警備課から中電岐阜支店に「南伊吹風力の事業概要情報を必要としている」（*）との連絡が入り、中電大垣営業所を経由して、大垣駐在所に連絡が入り、同駐在所のK氏とT氏が大垣署警備課を訪問し、こうして大垣署警備課とシ社大垣駐在所との情報交換が開始されていくことになる。このとき、K氏もT氏も、南伊吹風力発電事業の事業概要情報が警察の業務にどのように関係しているのか疑問にも思っていない。

このようないきさつからすると、本件情報交換については、すでに公安警察と中部電力との間でルールが敷かれていたのではないかとさえ疑われる。

Ⅲ 本件情報交換の実態

1 第1回情報交換

第1回の情報交換は、2013年8月7日に大垣警察署内で行われた。大垣署警備課からはS警備課長とM巡査長が出席した。（*シ社作成の議事録には「南伊吹風力の事業概要」についての警備課側への説明の記載は存在しない。）

冒頭に警備課から、岐阜新聞に「風力発電について学ぶ勉強会が行われた」ことが掲載されたが知っているかと切り出すと、シ社は「情報は事前に入手していた」と応

じ、さらに警備課から、「同勉強会の主催者である三輪唯夫氏と松嶋(マ)氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを御存じか。」と切り出すと、シ社もこれに応じ、三輪、松島が上鍛冶屋自治会関係者であること、以前ゴルフ場建設時に反対派として活動したこと、地元有力者からの評判など、シ社として収集できている情報を示した。これらの情報は、警備課はすでに承知のことと思われる。

続いて、警備課は、三輪、松島が「岐阜コラボ法律事務所」（正確には、「弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所」である）とも繋がりをもっていることを伝え、さらに、「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子氏』という人物がいるが、御存じか。」と畳みかけた。

この2つのことは、シ社大垣駐在所全体としては知らなかった。そのため、風力発電事業の進捗の障害になる可能性を示唆され、危機感が煽られた可能性が高い。この後、シ社は、「岐阜コラボ法律事務所」と近藤ゆり子についての情報を集め出すことになる。

さらに、警備課から、「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開する御社の事業も進まないことになりかねない。」「大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。」と言われたシ社は、警備課との情報交換に前のめりになっていく。

こうして、当初は、事業の進捗状況の報告に行くにすぎなかったはずのシ社が、「情報をいただきたい」、「そのために警察が必要とする情報を収集し、提供する」姿勢に変わっていくのである。

2 第1回情報交換後

(1) 大垣署警備課との情報交換の翌日、シ社大垣駐在所のT氏は、「ぎふコラボ」のホームページを検索し、どういう法律事務所なのかを調べ、プリントアウトし、議事録に綴っておいた。

T氏は、警備課との情報交換の「議事録」を作成し、K氏の決裁を経て、本社の決裁に回された。

(2) その後、2013年10月に、上鍛冶屋地区において、シ社による2回目の事業説明会が行われた。シ社は、住民から不安の声が出ていた低周波音被害について「科学的・医学的に証明されていない。」と答えるのみであり、真摯な姿勢が感じられなかった。そこで、三輪は、武田氏との討論会を開き、双方の意見を聞く場を設けることを提案したが、シ社はその場で拒否をした。

その後、三輪、松島は、2014年1月に風力発電勉強会を開催した。山口県と和歌山県から風力発電の被害を体験している二人から、体験談を聞く会であった。

同年2月、上鍛冶屋地区総集会在開催された。ここで、再び、シ社の土地への立入調査に同意するかどうかが議題となり、投票の結果、反対することが決議された。同時に、三輪が次年度の自治会長に選出された。

3 第2回情報交換

第2回目の情報交換は、総集会所から1か月後の2014年3月4日にシ社からの要請で行われた。出席者は、第1回目と同じである。

シ社からの要請の理由は、「近況報告」に明らかである。すなわち、2月の上鍛冶屋地区総集会所の結果を「ショッキング」と評し、三輪が自治会長に選出されたことから、「今後同地区への対話入口が閉ざされた感がある。」と危機感を強めた。さらに、1月の風力発電勉強会を「反対集会所」と捉えている。ここからは、大型事業に伴い生ずる住民の不安や疑問に積極的に答え、これらを解消する努力をしようという姿勢は微塵もみられない。むしろ、「地区からの反対運動を発生させないための相談」を大垣署警備課にしに行くという逆転の発想が生まれている。

警備課からは、松島が「平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった」、三輪と「交代で友の会役員を行っているようである」、「風車事業に関して一部法律事務所へ相談を行った気配がある」などと、三輪、松島と法律事務所との繋がりを強調する情報提供がなされている。

シ社が、今後の進め方を相談すると、大垣署は「上石津町役場と相談」したらどうかと勧め、シ社も「周囲を固めることにより上鍛冶屋地区を孤立化させる。」「周りの地区から、『なぜ賛成できないか』の声が上がるように仕向けたい。」と応じ、「大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。」とさらなる情報交換を要請し、警備課も「了解した」と応じた。

4 第2回情報交換後

自治会長に選出された三輪は、2014年4月、シ社大垣駐在所の従業員の訪問を受けた。内容は、上鍛冶屋地区を戸別訪問したいという要請であった。しかし、問題の土地は財産区の所有であり、個人の所有ではなく、土地への立入調査の件は2月の総集会所ですでに決議されているので、まず財産区に説明すべきであると応じ、個人宅の戸別訪問は断った。同時に、2月の総集会所の決議内容を関係各方面に知らせる必要を感じた。

同年5月、上鍛冶屋自治会・同財産区の役員は、全員の署名・押印をもって、風力発電計画の中止を求める要望書を作成し、これをシ社本社と中部電力本店に郵送した。続いて、同内容の嘆願書を作成し、大垣市長宛のものは大垣市役所に届け、岐阜県知事宛のものは郵送した。嘆願書の件は、同月21日付けの新聞各紙に報道された。シ社大垣駐在所は、新聞各紙をコピーし、本社の関係部署に送った。

要望書及び嘆願書の郵送を知ったシ社大垣駐在所は、大垣署警備課に直ちに相談を行った。

5 第3回情報交換

第3回目の情報交換は、新聞報道から5日後の2014年5月26日に、シ社からの要請で行われた。出席者は、大垣署から新任のY警備課長とM巡査長、シ社大垣駐在所からはT氏であった。シ社は、上鍛冶屋地区は「元来、過激な運動を起こす可能性」があると捉え、「今回のような行動（＝「嘆願書」を出したこと）を危惧し大垣警察署警備課との話し合いの場を設けている。」と、情報交換の目的を赤裸々に語っている。

情報交換では、シ社から、要望書の内容が説明され、また、嘆願書の件を報道した新聞各紙のコピーが手渡された。警備課も、「新聞記事は読んでおり、承知していた。」と応じた。

ここで、警備課から、「岐阜コラボ法律事務所」の事務局長をしていた船田について、唐突に情報提供される。まず、三輪と「強くつながって」いることが紹介され、船田から上鍛冶屋の運動が「全国に広がってゆく」、「過激なメンバーが岐阜に応援」「身に危険を感じた場合はすぐに110番」など、シ社の危機感を煽りたてている。これは、「岐阜コラボ法律事務所」、「岐阜コラボ法律事務所友の会」に加え、個人を特定して情報収集をするようにという警備課からの示唆に他ならない。その際、船田についての要配慮個人情報提供されている。

6 第3回情報交換後

(1) 情報交換後、ぎふコラボの情報収集をしていたシ社大垣駐在所の従業員は、何かのきっかけで船田の名前の漢字が異なることを知り、手書きで議事録の訂正を行っている。

また、定期的に近藤のブログなどをチェックしていた同従業員は、写真を見つけ、これをプリントアウトしておいた。この写真には、「近藤ゆり子」と手書きされている（実は別人の写真であった）。

(2) その後、三輪、松島は、同年6月20日に上石津町一之瀬地区で「風力発電勉強会」を開催した。一之瀬地区は、三輪、松島が居住する上鍛冶屋地区ではないが、風力発電施設の影響を受ける関係地区であった。勉強会の開催を知ったシ社は、出席者人数などを調査し、上鍛冶屋地区の取り組みが他の地区への広がることを恐れた。

同23日、警備課のM巡査長がシ社大垣駐在所に電話をし、『近藤ゆり子』が風車事業に対して動き出す気配がある旨を伝えた。その2日後の同月26日、中部電力の株主総会が開かれ、近藤が発言をしている。

7 第4回情報交換

第4回目の情報交換は、株主総会から4日後の2014年6月30日に行われた。出席者は、警備課からM巡查長、シ社大垣駐在所からT氏であった。

シ社からの近況報告として、6月20日の「風力発電勉強会」の様子が報告された。勉強会のチラシは新聞折り込みであることや、出席者人数など調査中であること、一之瀬支所の支所長から、施設の使用申し込みがなされたいきさつなどが報告された。

続いて、近藤が中部電力の株主総会で行った発言について報告された。この発言内容は、シ社風力発電部から大垣駐在所にメール送信されたものであった。

警備課からも、近藤の動きについて情報提供がなされた。いわく、「岐阜コラボ」が主宰する「西濃憲法集会」が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうである、伊賀の歯医者「武田恵世」とも知り合いであり、原子力発電反対でも武田と繋がっているのでは、風車事業反対に乗り出してきているのではないかと、「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している」と、ここでもシ社の危機感を煽りに煽っている。しかし、近藤と武田氏とは直接の面識はないので、県警レベルでこの二人を結びつけることができるのかは疑問がある。

そして、シ社からは、「新しい情報が入り次第大垣警察署警備課へ連絡する。また、大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。」と、さらなる情報交換を要請している。

8 第4回情報交換後

情報交換終了後、シ社大垣駐在所のT氏は「ぎふコラボ」のホームページを検索し、憲法集会のチラシをプリントアウトした。

そして、2014年7月24日、朝日新聞に前述のスクープ記事が掲載された。その前日、記者のインタビューに応じたシ社大垣駐在所のK氏は、特に問題があるとは考えていないと答えている。証人尋問でも、K氏もT氏も大垣署警備課との情報交換は「有益であった」と証言している。しかし、新聞報道後、警備課とシ社の情報交換は取り止めになっている。

その後、2015年3月に証拠保全手続によって、シ社の議事録の全貌が明らかになった。さらに、シ社の風力発電事業も立ち消えとなっていき、2016年にはシ社大垣駐在所も廃止され、K氏は中部電力に戻っていった。

9 まとめ

以上の大垣署とシ社の情報交換の様子をみると、シ社が大垣署に報告する内容が次第に増えていくこと分かる。第1回目は、大垣署が事業概要情報を求めているとの連絡から、シ社も事業説明に行くだけの姿勢であったが、その場において、大垣署からシ社の知らない情報を示され、シ社の危機感が煽られるとともに、大垣署の情報に信

頼を寄せることとなった。そのため、第2回目以降は、シ社から大垣署に情報を求めるようになっている。そして、そのためには、シ社からも情報を提供していく必要が認識され、積極的に情報収集をし、提供をしていくという具合に構図が変わっている。

このように構図が変わったのは、大垣署がシ社の危機感を煽り、大垣署の欲する情報を集め、進んで報告しにやってくるように仕向けていることによる。これが正に、公安警察による協力者づくり、情報収集の手口なのである。

そして、そのために、原告の個人情報を利用されているのである。しかも、その利用には、虚偽、誇大、脚色が施されており、原告とは別の人格が作られ、一人歩きをしているのである。個人情報の適正な利用とはほど遠い。

IV 本件情報交換の法的問題点

大垣署とシ社の情報交換の実態をやや詳しく述べたのは、本件における公安警察による情報収集の手口を知っていただきたいからである。以下では、国家賠償請求と個人情報抹消請求のいずれにおいても問題となる法律上の論点について簡単に触れておくことにする。

1 権利侵害

(1) プライバシー侵害

ア 大垣署が、原告の個人情報を、同意を得ないでシ社に提供することは、プライバシーの侵害となりうる。その際、私生活上の秘密に属する情報はもちろん、他者に知られたくない情報もプライバシー情報に含まれる。このことは、江沢民事件最高裁判決によって確認されている。さらに、近年有力な自己情報コントロール権や情報自己決定権の考え方からするならば、自ら情報発信したものについても、プライバシー侵害は成立し得る。

イ では、公安警察を始めとする公権力が、個人情報を収集し、保管をしていることは問題にしないか。この点に示唆を与えてくれるのはGPS捜査を違法とした最高裁判決である。同判決は、「GPS捜査は、対象車両の時々刻々の位置情報を検索し、把握すべく行われるものであるが、その性質上、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする。このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものである」として、特定個人をターゲットに情報収集することがプライバシー侵害となることを認めている。問題なのは、単に一瞬見られることではなく、公権力が、特定個人をターゲットに、様々な個人情報を日々収集し、記録化し、データベース化し、利用し続けていることなのである。これを本件に照らせば、公安警察が正当な理由もないのに、原告の個人情報を勝手に収集し、保管をし、分析

などして利用することはプライバシー侵害となる。

(2) 人格権侵害

しかし、本件においては、原告の権利侵害はプライバシー侵害にとどまるものではない。

公安警察が原告の個人情報をどのように利用しているのかは、情報交換の実態において詳しくみた。「まとめ」において述べたように、公安警察の情報収集活動、協力者づくりに利用するために、シ社に提供されている。しかも、情報の正確性などどうでもよく、虚偽、誇大、脚色をして提供されている。つまり、シ社の風力発電事業を進めようという意図を利用し、危機感を煽るために、原告の個人情報を利用しているのである。その中には、原告たちがこれまでに誠実にやってきた住民運動、市民運動を歪めて利用しているものもある。原告たちは、公安警察がシ社を情報提供者に仕立てていくためのエサとして利用されたのに他ならない。

その結果、原告本人とは別の人格が作られ、一人歩きをしている。すでに、公安警察による情報提供によって、このような別人格がいくつも作られている可能性すらある。

公安警察によるこのような個人情報の利用は、およそ適正なものではなく、原告の人格権を侵害するものである。

2 違法性

訴訟において、被告らは「公共安全と秩序の維持」のために情報収集や情報交換を行っていたと主張している。

しかし、そもそも、公安警察の除法収集活動等を規律する法令等は存在しない。被告らは、警察法2条1項を挙げるが、同条は組織規範であり、権限規範ではないので、情報収集や情報提供の適法性の根拠とはなしえない（自衛隊情報保全隊仙台地裁判決参照）。

仮に、その点は置くとしても、原告らの活動のどこが「公共安全と秩序の維持」を害するものと言えるのか。シ社の風力発電事業は、まだ計画地への立入調査もできていない段階であり、その後に計画が頓挫していることから分かるように、工事が行われるはるか以前の段階であった。

これに対して三輪、松島が行っていたのは勉強会であり、何の危険性もない。自分の住む地域に巨大開発計画を知ったとき、これに不安や疑問を抱くのは当然のことであり、計画をよく知るために勉強会を行ったり、反対の意思を表明したりすることは当然の権利であって、これ自体を危険視したり否定することは自由や民主主義の否定である。また、近藤、船田に至っては、風力発電計画自体を知らなかったのであるから、関わりようがない。

「何が起こるか分からないから」と言って情報収集や情報提供を認めるようになれば、全ての国民の情報を収集し、監視をすることを正当化することになってしまう。被告らの主張は認めることはできない。

3 損害

(1) 自ら発信等した情報であること

訴訟において、被告代理人は、原告に対する反対尋問において、1つ1つの情報について自ら発信したかどうか、公表に同意したかどうかを尋ねていた。これは、プライバシー性を否定するための質問と理解される。

しかしながら、たとえ自ら発信した情報であっても、それを個人が趣味で集めると、公安警察が収集・保管・利用するのは訳が違う。公権力の情報収集・保管の能力は民間と比べて桁違いに優れており、比較し得るものではない。そして、現代においては、様々な情報を結びつけ、分析することによって（プロファイリング）、新たな事実を浮かび上がらせることができるようになってきていることは、今や常識と言ってよい。このことは前述のGPS最高裁判決によっても指摘されている。従って、自ら公表した情報であるからといって、プライバシー侵害がなく、損害が発生しないということにはならない。

(2) 抹消請求の意義

本訴訟においては、国家賠償請求だけではなく、個人情報の抹消請求も行っている。その根拠は人格権である。

公安警察が個人情報を持っている限り、いつまたどこかで利用されるか分からない。実際、これまでに、シ社以外にも情報提供された可能性を否定できない。原告は、このような不安をずっと持ち続けなければならない。これは耐えがたい苦痛であって、金銭的な賠償では償えない。これを除去するには、公安警察の持っている個人情報を抹消させるしかない。例えて言うならば、足を踏んづけられて、痛いから慰謝料を払ってもらっても痛みからは解放されない。踏んづけている足をどけてもらうことが必要であり、それが抹消請求である。抹消請求について裁判所がどのような判断を行うかが本訴訟の試金石といえる。

V 結び

公安警察の情報収集活動等の一端が明らかとなった本訴訟は、公安警察をめぐる訴訟の中でも特別の地位を占めているのではないかと思われる。公安警察の活動には法的規制がほとんどなく、言わば「やりたい放題」になっているのが現状ではないかと思われる。これに対して、本訴訟が、何らかの規制を加える一助となるように訴訟活動に取り組んでいきたい。